

令和6年度 渡嘉敷村観光振興事業

渡嘉敷の魅力創出事業

渡嘉敷の魅力アニメーション化事業委託業務

企画公募型コンペティション 仕様書

令和6年7月

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

1. 事業背景及び目的

人口減少により国内観光の規模が縮小していく中で、観光需要を安定的に獲得していくためには、これまで夏季に集中していた観光入域を平準化することが求められており、第二次渡嘉敷村観光振興計画においても、観光入域の増加と平準化に取り組むこととされている。

本事業では、一年をとおして楽しめる様々な渡嘉敷の魅力をも村民目線で見出し、アニメーション化して発信することで、新たな渡嘉敷の楽しみ方や魅力の発見により夏季以外の季節の入域の増加につなげることを目的とする。

2. 業務概要

本業務では、地域に伝わる綱引きや浜下りなどの伝統行事や伝説・民話など、観光資源としても魅力的であると思われるが、十分に生かし切れていないと思われる。そこで、住民が島の自然や景観、伝統行事や伝説・民話などを協同してアニメーション化して多様な島の自然や歴史・文化を島の魅力として発信する。

3. 委託業務の内容

- (1) 作画指導ワークショップ
 - ①住民の参加者を募り、渡嘉敷島内で作画指導ワークショップを行う。
 - ②ワークショップは、打合せ等含めて3～4回程度を目安とする。
- (2) アフレコ
 - ①住民によるアフレコを行う。
 - ②アフレコ収録に係る住民の渡航費(大人)15人程度を含める。
- (3) 発信方法の提案
 - ①完成したアニメーションの効果的な発信方法を提案する。
- (4) 業務完了報告書の作成・提出
 - ①提出後の完了検査に立ち会うものとする。
- (5) 精算関係書類の提出
 - ①講師謝礼金領収書
 - ②交通費、会場・機材使用料等実費精算とする。
- (6) 企画実施体制の構築

- (7) その他、業務実施にあたり一般社団法人渡嘉敷村観光協会と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

4. 企画提案内容

企画提案にあたっては、以下の点を踏まえて提案すること。

- (1) 年齢性別に関係なく、多くの村民が参加できるよう配慮すること。
- (2) 参加した村民が喜びを感じられるよう工夫すること。
- (3) 渡嘉敷島での過ごし方を提案する内容となるよう工夫すること。
- (4) 事業に渡嘉敷村観光大使（公使問わず。）の活用を含めること。
- (5) 発信方法は、具体的に提案すること。
- (6) 事業効果の測定（参加者の満足度、発信したコンテンツの閲覧数等）。
- (7) 業務完了報告書の作成
 - ・実施した事業の内容や事業効果とともに、業務全体を分析し課題について取りまとめ、報告書を作成すること。
 - ・次年度に向けた提案も記載すること。
 - ・概要版（A4サイズ1～2枚程度）も併せて作成すること。
- (8) 精算関係書類の提出
 - ・業務にかかった費用内訳及びその支払いを証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表・日報等根拠資料）を提出すること。
- (9) その他、業務の実施にあたり一般社団法人渡嘉敷村観光協会と協議の上、業務遂行上必要とされる業務
- (10)

5. 成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は「表1」のとおりとする。

表1 成果物一覧

項目	
コンテンツデータ	作成したアニメーションの電子データ及び紙媒体データ。
作画指導ワークショップ	実施した状況がわかるように、実施ごとに画像や映像の電子データ及び紙媒体データ。
発信	SNS等で発信したことが確認できる画像等の電子データ及び紙媒体

放映確認書	実施した場合の放映確認書
素材データ	本業務で撮影・使用した映像、画像等の素材 (映像素材は、PCで再生できるDVDディスク及びデータを納品)
業務完了報告書	本業務の効果を検証した報告書 2部 データ (PDF 及び編集可能なパワーポイント)
業務完了報告概要書	本業務完了報告書の概要を A4 版 1~2 枚程度にまとめた概要書及びデータ (PDF 及びパワーポイント)
その他	業務実施において制作した原画等成果物

6. スケジュール

受託事業者は、下記のスケジュールで業務を実施すること。

- ・成果物及び業務完了報告書の提出:令和7年1月31日(金)

7. 契約不適合責任

受託者は、納品後から1年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、又はこれを取り換える責任を負うこと。

8. 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権(著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権)を、一般社団法人渡嘉敷村観光協会に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に一般社団法人渡嘉敷村観光協会の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、一般社団法人渡嘉敷村観光協会の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県及び一般社団法人渡嘉敷村観光協会内での利用若しくは沖縄県又は一般社団法人渡嘉敷村観光協会が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。

- (4) 本業務にて作成する印刷物等に使用する、一般社団法人渡嘉敷村観光協会が著作権を得ることができない図版 及び写真については、二次使用が可能なこととする。
(写真データについては電子納品をし、一般社団法人渡嘉敷村観光協会が認める他の媒体での使用が可能であること)
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な事業展開が出来ないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

9. 注意事項

- (1) 提案企画の中で一般社団法人渡嘉敷村観光協会が行なう業務がある場合は、企画書に明確に明記すること。
- (2) 提案内容は、公的機関が行うコンテンツ発信として適切なものとする。
- (3) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。
- (5) 掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正（情報内容の確認）を行い、必要に応じて一般社団法人渡嘉敷村観光協会も校正を行う。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

以上